

「宗像社家文書惣目録」成立の歴史的意義

野木 雄大

はじめに

福岡県宗像市に鎮座する宗像大社は、沖ノ島(沖津宮)、沖津宮遙拝所、中津宮、辺津宮からなる神社である。四世紀後半から九世紀末に至るまで沖ノ島で営まれた古代祭祀では、祭祀形態が四段階に変遷することが明らかになっている。出土した遺物は質量ともに比類なく、沖ノ島祭祀が日本列

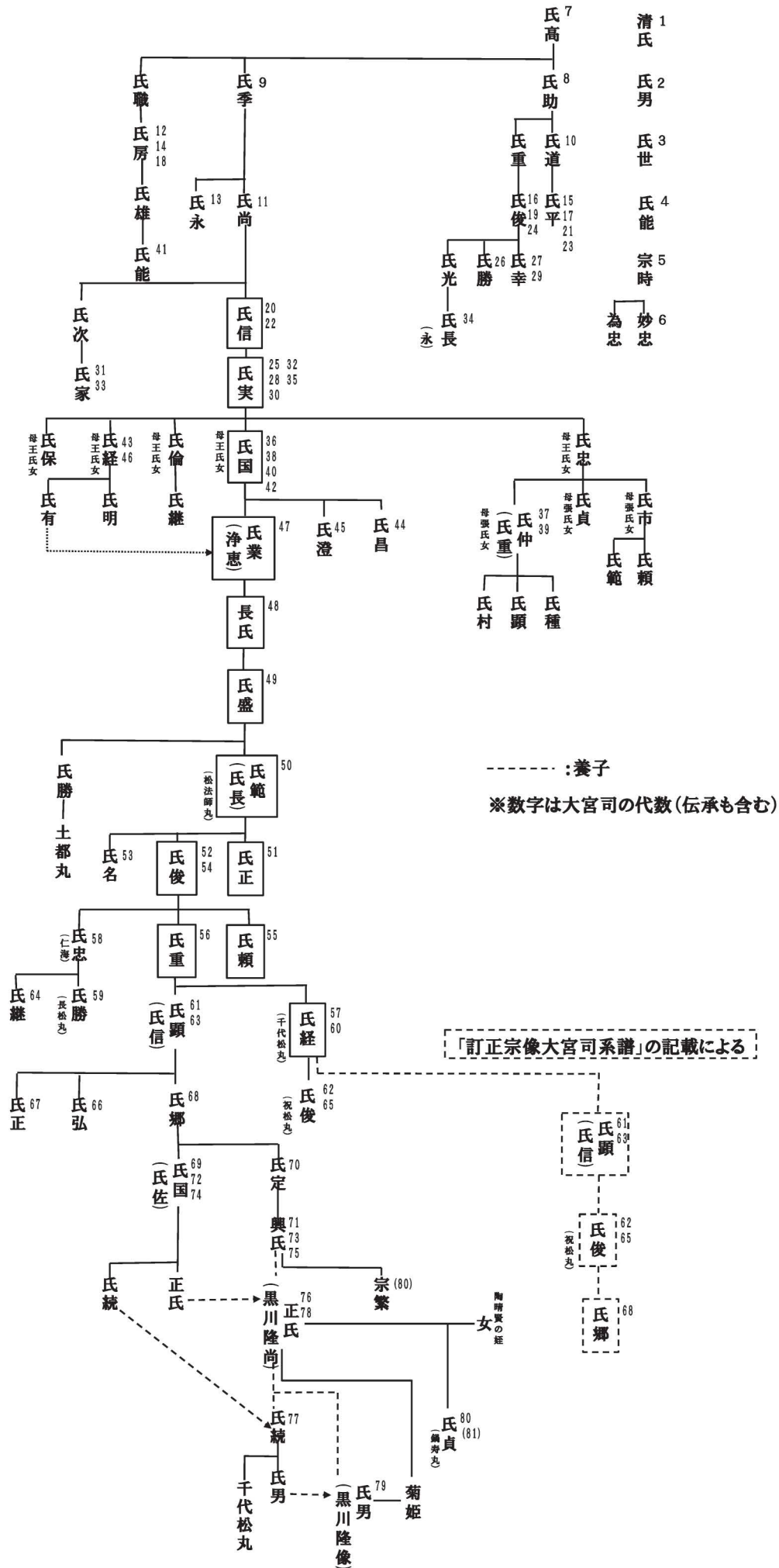
島と中国大陸・朝鮮半島との対外交流を背景とした「国家的祭祀」であったことを物語る。古代祭祀の終焉後、太政官符によって大宮司職が設置され、宗形氏が能が初代大宮司に補任された⁽¹⁾。祭祀を掌る神主と人事・財産等を掌る宮司の権限を合わせ持った大宮司⁽²⁾の下で、宗像氏は中世の宗像地域を支配し、宗像社は最盛期を迎えることになる。

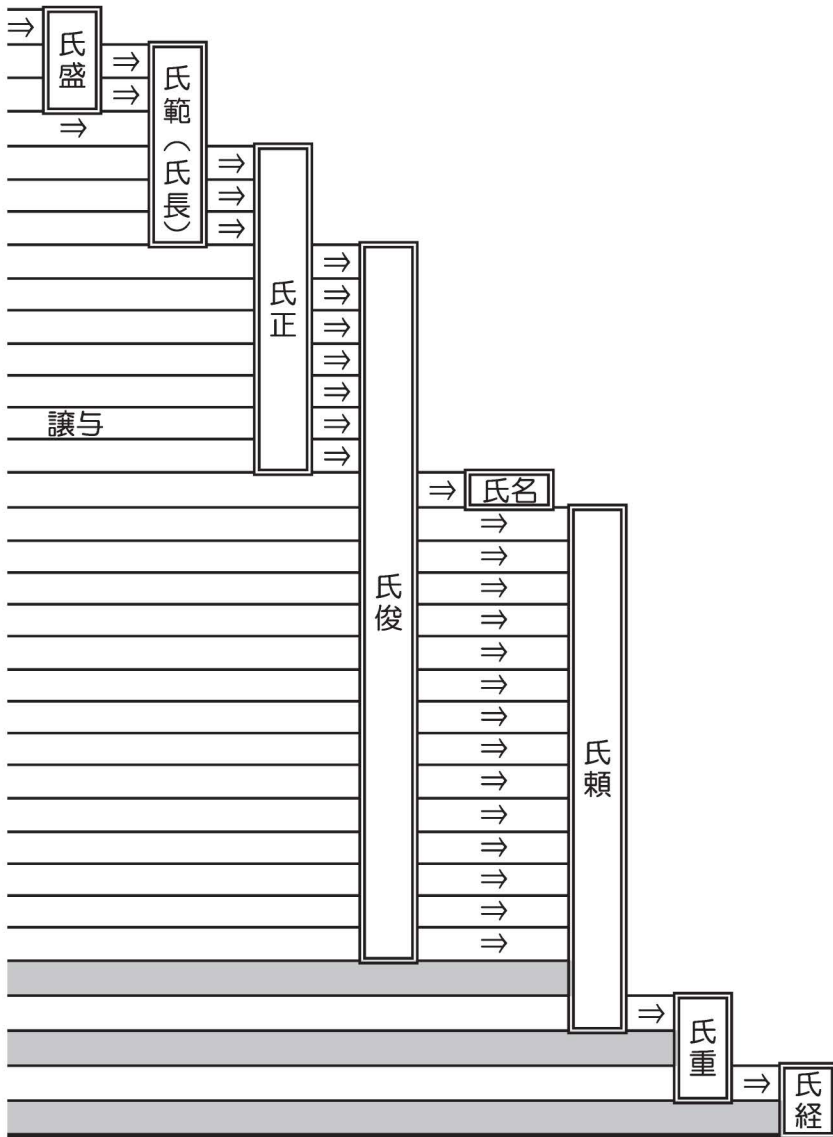
宗像大社に遺されている膨大な数の中世文書群⁽³⁾は、大宮司職設置以降の宗像氏についての多くの内容を現在に伝えおり、『宗像大社文書』第一巻～第四巻(宗像大社文書編纂刊行委員会編、一九九二年・一九九九年・二〇〇九年・二〇一五年)に網羅的に収録されている。その中でも注目すべきは、応保二年(二六二)から応永十五年(四〇八)にわたって大社に蓄積されてきた文書を七の項目に分けて書き上げた「宗像社家文書惣目録」(以下、「惣目録」と略す)である。収録された文書数はおよそ四百通で、『宗像大社文書』第二巻の解題では、「特に応仁以前に作成された古文書目録としては、何しろ量的に抜群であり、

この点で全国的にみても他に例はないといえよう」と評される。「惣目録」に載せられた文書の中には現在失われてしまったものも多くみられ、「惣目録」からのみ存在を知りえる文書の情報はとても貴重である。「惣目録」は、当時の宗像社に存在した文書を把握する上で、さらには中世の宗像氏の研究において不可欠の史料といえよう。

さて、かく「惣目録」は応永十六年(四〇九)の編纂時に宗像社が所蔵していた全ての文書を収録しているわけではない。その末尾に「右、撰用捨文書、所目録如件」とあり、時の大宮司宗像氏経が文書を取捨選択して編纂したものであった。川添昭二氏は、「惣目録」が作成された背景として、叔父氏忠の勢力を抑えて大宮司職と所領相伝の正当性を主張する意図があったことを指摘されている⁽⁴⁾。しかしながら、氏経が右の主張の根拠とするために、いかなる方針を以って文書を取捨選択し「惣目録」を編んだのか、氏経が主張した正当性とは具体的には何だったのか、「惣目録」の内容に即した分析は未だ充分ではないと思われる。そこで、本稿では、氏経が自らの正当性を示すために、「惣目録」をどのような方針で編纂したか考察を加え、その結果として「惣目録」が果たした歴史的意義について検討する。なお、本稿で引用する「惣目録」は前掲『宗像大社文書』第二巻所収のもので、各項目の通し番号及び各文書の五十音の符号は同書が付した記号に依拠している。

宗像大宮司家系図





⇒：讓与

【表1】「宗像社家文書惣目録」にみる社務職安堵・譲与

No.	項目	年月日	内容
1	68 (イ)	文治3年(1187)8月7日	社務職安堵
2	67 (ア)	文治5年(1189)3月日	社務職并田畠 譲与
3	68 (ウ)	建久5年(1194)11月22日	社務職安堵
4	68 (エ)	建保5年(1217)10月1日	社務職安堵
5	68 (オ)	建保5年(1217)7月24日	社務職安堵
6	68 (カ)	建保5年(1217)7月24日	社務職安堵
7	67 (イ)	承久3年(1221)7月18日	社務職譲与
8	68 (ク)	貞応元年(1222)7月27日	社務職安堵
9	68 (ケ)	建長2年(1250)8月3日	社務職安堵
10	67 (ウ)	建長3年(1251)2月14日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
11	68 (コ)	建長8年(1256)正月日	社務職安堵(補任)
12	68 (サ)	建長8年(1256)3月7日	社務職安堵
13	67 (オ)	文永10年(1273)11月21日	本印以下所職所領 譲与
14	68 (シ)	弘安10年(1287)9月20日	社務職安堵(社務長氏異賊為警固可還補之由文言有之)
15	68 (ソ)	永仁6年(1298)3月10日	社務職安堵(同長氏代)
16	68 (セ)	永仁6年(1298)5月12日	社務職安堵(同長氏代)
17	68 (タ)	正安3年(1301)12月16日	社務職安堵(可致軍忠之由文言有之)
18	68 (チ)	正安3年(1301)12月16日	社務職安堵(長氏依為異賊防禦要須之仁可還補文言有之)
19	68 (テ)	乾元2年(1303)3月28日	社務職安堵
20	67 (カ)	延慶2年(1309)2月6日	本印以下所職所領 譲与
21	67 (キ)	応長2年(1312)2月21日	肥前国晴気保地頭職 譲与
22	67 (ク)	正和元年(1312)10月8日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
23	67 (ケ)	元亨4年(1324)10月5日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
24	67 (コ)	建武3年(1336)3月15日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
25	67 (サ)	建武5年(1338)2月20日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与(仮名書)
26	67 (シ)	貞和4年(1348)6月9日	赤馬地頭職 譲与
27	67 (タ)	文和4年(1355)3月5日	肥前国神崎五町分 譲与
28	67 (チ)	文和4年(1355)3月5日	壱岐薬師丸 譲与
29	67 (ス)	正平10年(1355)11月5日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
30	67 (ソ)	正平10年(1355)11月14日	赤馬地頭職 譲与
31	67 (ツ)	貞治2年(1363)正月11日	曲・赤馬田久地頭職 譲与
32	67 (テ)	貞治2年(1363)正月11日	山口上下・朝町・稲本・須恵・土穴地頭職・肥前国晴気保小地頭職
33	67 (ト)	貞治2年(1363)正月11日	別府五ヶ郷・肥前杵嶋北郷須古荘 譲与
34	67 (ナ)	貞治3年(1364)2月5日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
35	67 (ニ)	応安4年(1371)7月26日	社務職并別府・宮方検断公文職 譲与
36	67 (ヌ)	応安4年(1371)7月26日	久原地頭職 譲与
37	67 (ネ)	応安4年(1371)7月26日	鞍手郡宮永・片隈 譲与
38	67 (ノ)	応安4年(1371)7月26日	曲・赤馬田久村地頭職 譲与
39	67 (ハ)	応安4年(1371)7月26日	肥前国多久荘・豊前大豆俵・筑前平等寺 譲与
40	67 (ヒ)	応安4年(1371)7月26日	豊前今任地頭職 譲与
41	67 (フ)	応安4年(1371)7月26日	肥前晴気保地頭職 譲与
42	67 (ヘ)	応安4年(1371)7月26日	赤馬荘地頭職 譲与
43	67 (ホ)	応安4年(1371)7月26日	肥前神崎荘河野対馬入道(通有)跡地頭職 譲与
44	67 (マ)	応安4年(1371)7月26日	別府五ヶ郷・肥前北郷須古荘地頭職 譲与
45	67 (ミ)	応安4年(1371)7月26日	山口上下・朝町・稲本・須恵・土穴・肥前尾崎保地頭職 譲与
46	67 (ム)	応安4年(1371)7月26日	壱岐島守護職 譲与
47	67 (メ)	応安4年(1371)7月27日	肥前神崎荘河野対馬入道(通有)跡地頭職 譲与
48	67 (モ)	永徳元年(1381)11月16日	壱岐島薬師丸地頭職 譲与
49	68 (ツ)	8月7日	社務職安堵
50	67 (ヤ)	明德2年(1391)4月23日	社務職并神領本領当知行分 譲与
51	68 (ト)	明德2年(1391)12月8日	社務職安堵
52	67 (コ)	明德3年(1392)11月1日	社務職・神領本領当知行分 譲与
53	70 (ア)	応永11年(1404)カ7月29日	

〔項目凡例〕 67:代々社務譲状次第 68:社務職安堵文書 70:社務氏経安堵 : 安堵

一 氏国から長氏までの大宮司相伝

七二に分けられた項目のうち、「物目録」成立の背景を考える上で最も注目すべきは、⑥「代々社務譲状次第」、⑧「社務職安堵文書」、⑩「社務氏経安堵」の三項目であろう。⑥には代々の大宮司の譲状、⑧には大宮司職を安堵する文書が列挙されている。ここでいう「社務」ないし「社務職」とは大宮司職を指す⁽⁶⁾。編纂者である氏経は代々の大宮司職の譲与・安堵関係文書の項目を以つて「物目録」を終えており、彼の編纂意図を考える上で重要な手掛かりとなる。そこで、【表1】として両項目の文書を一括して年次ごとに並べ、これによつて「物目録」が主張する大宮司職の正当性の意識をみてゆこう。

【表1】では、「見途切れのない相伝関係を示しているかのようにみえるが、氏国から氏業への譲与は載せられておらず、厳密には「物目録」上の相伝関係に「断絶」があることが分かる。ところが、氏国から氏業への譲状に相当する文書は実際に存在しているのである（後掲の【史料二】）。氏国から氏業への「譲状」が「物目録」に掲載されなかった理由を明らかにするため相伝過程を追っていくことにする。

承久三年（三三三）七月十八日、承久の乱における鎌倉幕府の軍事動員に応じて上洛するに際し、氏国は大宮司職を子息氏昌に譲与している（【表1】No.7、以下【表1】掲載の文書はNo.〇のように示す）。ただし、この譲状には「氏国存生之間者、於氏昌者、取幣可相叶神事也。至于御年貢已下公事雑役沙汰者、氏国可致其沙汰也」⁽⁶⁾とあり、大宮司職譲与後も「御年貢

已下公事雑役沙汰」、すなわち社領の領知権ともいべき権限は氏国に留保されたままであった。代々の大宮司の相伝関係が記されている「宗像宮社務次第」⁽⁷⁾（【表2】）の四二代氏国の項によれば、氏国の上京は翌貞応元年（三三三）のことで、同年九月十二日に宗像に帰国したという。既往の研究では、帰国直前の貞応元年七月二十七日に關東下知状によつて氏国は大宮司職を還補された（No.8）と評価されている⁽⁸⁾。これは承久三年における氏昌への譲与の「事実」を前提とした評価であるといえよう。

しかし、【表2】によれば、氏国は建保五年（三三七）に還補、十五年間大宮司として治め、貞永元年（三三三）に四三代として氏経が補任されている。氏昌はその次の四四代で、補任は嘉禎二年（三三六）である。つまり、「宗像宮社務次第」の上では、承久三年の氏国から氏昌への大宮司職譲与及び貞応元年の氏国への「還補」という事実は現れていないのである。ここで、従来、貞応元年の氏国への「還補」と解釈されてきた史料を掲げてみる。

【表2】「宗像宮社務次第」 ※干支は省略

代数	大宮司	(甲本)	(乙本)
41	氏能	建保四年入部。治一年。	建保四年入部。治一年
42	氏国	同五年還補。治十五年。貞応元年氏国為当職之身京上云々。同年九月十二日下向。	同五年還補。治十五年。貞応元年氏国乍当職之身京上云々。同年九月十二日下向。
43	氏経	貞永元年十月九日自牧口入社。仍十月十三日被行御放生会。治四年。	貞永元年十月九日自牧口入社。仍十月十三日被行御放生会。治四年。
44	氏昌	嘉禎二年五月十五日補任。治十二年。	嘉禎二年五月十五日補任。治十二年。
45	氏澄	宝治二年補任。治一年。	宝治二年補任。治一年。
46	氏経	建長元年十二月補任。遂入社、於吉田死去畢。氏業依有拝領、先奉補任氏経。	建長元年十二月補任。遂入社、於吉田死去畢。氏業依有拝領、先奉補任氏経。
47	氏業	建長二年三月補任。治一年。	建長二年三月補任。治一年。
48	長氏	建長三年二月十日補任。	建長三年二月十日補任。
49	氏盛		
50	氏範		本名氏長。
51	氏正		
52	氏俊	氏正舎弟。	氏正舎弟。
53	氏名	但宮方之社務也。氏俊舎弟。	氏俊舎弟。但宮方社務。於捶(垂)見合戦打死畢。
54	氏俊	応安五年從京都下向、還補。	応安五年自京都下向、還補。
55	氏頼		氏俊之御子息。御逝去三十五。
56	氏重	氏頼舎弟。	氏頼舎弟。氏重御逝去三十八。
57	氏経		氏重御子息。
58	氏忠	氏経叔父。	氏経叔父。応永十年入社。六月。
59	長松	応永十年。	氏忠御子息。応永十年自放生会出仕也。
60	氏経	応永十二年。	依氏忠相論、中国没落。聽応永十二年仁還
61	氏顯	応永十七年入社。治十二年。氏経舎弟。	為氏経舎弟得一社讓。治十二年。
62	氏俊	応永廿八年。氏経子息。	< 応永卅二年六月得替 > 氏経之子息。自氏顯得讓。生年六出仕也。応永廿八年卯月十四日社職。
63	氏信	氏顯於氏信改ラル。	応永卅二年。有社務職。自六月。
64	氏繼	自永享三年八月、同永享四年四月マテ治世。	< 氏忠仁海子息 > 永享三年八月入社治三
65	氏俊	永享四年八月二還補。	< 祝松 > 永享五年四月入社。治十二年。
66	氏弘	從文安元年同三年治世。氏信次男。	< 氏信御子 > 文安元年潤(閏)六月入社。治三年< 五月二日御逝去、御歳十七 >
67	氏正	氏信三男。從文安三年長祿二年マテ治世。	< 氏弘舎弟興聖寺御僧宗琢侍者也。依社務退軫御還俗。六月一日御逝去、御歳廿八 > 文安元年即位。治十五年。
68	氏郷	氏信嫡男。	< 氏正舎兄 > 長祿二年六月十一日入社< 治廿一年。文明十年正月晦日御逝去 >

【史料一】(No.8)⁽⁹⁾ (傍線・傍点は筆者。以下、同じ。)

宗像社大宮司職事

(源頼朝)

右、件職氏国相伝之上、蒙^レ故右大将家御下知、年来執行社務之処、去

(兼室光親)

(源美朝)

建保三年為^レ其時領家按察家被^レ致^レ濫妨之刻、為^レ故右大臣家御沙汰、去

令^レ經院奏、被^レ還補畢、今為^レ御代始參向、給^レ身暇所令^レ帰国也。任^レ

先御成敗、無^レ相違可^レ令^レ安堵之状、依^レ仰下知如^レ件。

貞応元年七月廿七日

(北条義時)
陸奥守平(花押)

後鳥羽院が宗像社領の本案となるのに伴い、後鳥羽院の寵臣であった葉室

光親が領家となった。光親は、当初院の倒幕計画には反対であったようだが、結果として承久の乱に際して北条義時追討の院宣を起草することになった

人物である。建保三年、挙兵に備えるためか光親は宗像社領に対する支配を強化し始める。これが【史料二】傍線部にみえる「濫妨」であると思われる。

ここで重要なのは、傍線部が伝える事実が、建保三年の光親による「濫妨」が行われた時、「故右大臣家御沙汰」によって、院奏を経て、氏国が大宮司に

「還補」されたということである。この「還補」こそ、No.56の「社務職安堵」及び【表2】氏国の項にみえる建保五年の「還補」に該当するのである。⁽¹⁰⁾ つま

り、【史料二】は、承久の乱での勲功に対し、建保五年時の「還補」を認めた上で、後堀河天皇の代始めへ参向した氏国を帰国させ、改めて貞応元年におい

て大宮司職を安堵した文書であると評価できる。従って、これをもって一度大

宮司職を辞した氏国が貞応元年に「還補」されたとみなすのは誤った解釈となる。

当時の、少なくとも幕府の意識としては、承久三年に氏国が氏昌へ大宮司職を譲与した後においても、氏国が大宮司であると認識されていたのではないだろうか。かかる意識は、氏昌が神事に関するいわば神職としての権限のみしか譲与されていなかったことと表裏の関係にあり、実態を捉えたものだった。だからこそ、貞応元年に氏国が「還補」される必要はなかったのである。

ここで問題なのは、氏国の次の大宮司は、氏業ではなく氏経である点である。それでは、次に掲げる寛喜三年(二三三)の氏国から氏業への譲与はどのように考えればよいのだろうか。

【史料二】⁽¹¹⁾

(斎藤長定)

訴状案書進之。申^レ合斎藤兵衛入道殿一取捨せられ候へし。幼少より

(三浦義村)

養子にて候之間、一向附^レ属所職所領之由、申^レ入駿河前司殿候ぬれハ、被^レ

縦

致^レ訴訟候はむ事、小河兵衛尉も可^レ恨申^レにあらず。但又中をたかハレ

(三浦泰村)

候とても、氏国か跡を相継給ほとにてハ、不^レ可^レ悼思給候。駿河二郎殿

も、夏秋の程ハ、田村に御候はんすると、八郎三郎物語申候に、又鎌倉に参

候は、被^レ疑申候ぬと覚候。能々申合天、兩三日中に来臨せられ候へ。祐

兼可^レ沙汰も不審候。方々申たき事多候し。おハし候へく候。謹言

寛喜三年 四月十二日

(氏業)

(氏国)
在判

六形六郎殿

前半の文意は「訴状を評定衆斎藤長定に申し合わせて処理してもらった。氏業は幼少より養子としていたので、所職所領を全て与えたということとを三浦義村(宗像社領の預所三浦泰村の父)に申し入れたので、(氏国が)訴訟を起こしたことについて小河兵衛尉も恨み申すことはないだろう。もし再び仲違いすることになっても、(氏業は)氏国の所職所領を相続しているから、気に病むことはない」と解釈できよう。

既往の研究では、「小河兵衛尉」なる人物を承久の乱で三浦泰村に属していた武蔵西党の「小河三郎兵衛尉直行」に比定し、乱の新恩として宗像社領内に所領を充て行われたとの推測がなされている⁽¹²⁾。氏国による訴訟が「小河兵衛尉」に不利益であることは右の文意からも明らかであるが、宗像社領内に所領を持つ人物であったかどうかは【史料二】からは読み取れず、他の史料からも徴証を見つけることはできない。さらにいえば、三浦義村に申し入れたので「小河兵衛尉」が「恨申」すことはない⁽¹³⁾と氏国は言及しているが、それに続いて、「小河兵衛尉」との仲違いが生じる可能性と、むしろ氏国からの相続をもつて氏業の所職所領を保障することが述べられている。すなわち、この一文は、三浦義村への申し入れによって、「小河兵衛尉」が「恨申」す事態を完全には防ぎえないことを示している。そもそも三浦氏は、大宮司職の任免に対して積極的に関わっていない⁽¹⁴⁾、ないしは現状追認の立場でしかなかったことが指摘されている⁽¹⁵⁾。

ここで、「訂正宗像大宮司系譜」(著者不明の宗像大宮司系譜を明治四二年(一九〇九)に近藤清石が校訂)の四三代・四六代氏経の項に付された「号小川兵衛尉」との文言に注目したい。従来、この付記は何らかの錯誤であると

されている⁽¹⁴⁾。しかし、【史料二】の翌年貞永元年に四三代大宮司に補任される氏経(表2)が、自分の実子にもかかわらず氏国の養子となった氏業に対して、氏国から所職所領が譲与されることに「恨申」す事態は容易に想定できる。以上のことから、「小河兵衛尉」なる人物を三浦氏配下の「小河直行」ではなく、氏業の実の父である氏経に比定する方がより蓋然性が高いと思われる⁽¹⁵⁾。

このように考えると、【史料二】による氏国から氏業の譲与とは恣意的なものであったため、大宮司家全体及び鎌倉幕府の承認を得た譲与ではなかったと評価できるだろう。そのため、【史料二】は正式な譲与の形式をとることができず、書状形式で発給されたのである。事実、氏国の次に大宮司職に補任されたのは氏業ではなく氏経であった(表2)。

それでは、氏業が正式に大宮司職を安堵されたのはいつかという点、建長二年八月三日のことで(No.9)、翌年二月十四日には早くも嫡男長氏に譲与している(No.10)。長氏に至るまでの相伝の正当性を示すが、文永十一年(二二七四)、鎌倉幕府の要請に応じて、宗像社領の証文について目録及びその案文を長氏が注進した「宗像大宮司長氏証文注進状案」(以下「長氏注進状」と略す)である。【史料二】は、この注進状に載せられている。重要なのは、【史料二】について内容の要約とともに「氏昌非器不孝之間、以三浦駿河前司為証人、本印以下所令譲与氏業也」との付記がなされていることである。さらに、「長氏注進状」では、氏業から長氏への譲与として次の【史料三】を載せる。

【史料三】(No.10)⁽¹⁶⁾

譲与 宗像宮大宮司職事

権大宮司宗像長氏

右、大宮司者、当神御垂迹以来、重代相伝所職也。就中、祖父氏実朝

臣給二関東(源頼朝) 右大將家御判御書、養父氏国帶(源頼朝) 右大臣家御下知并

二位家御下文、如此代々云地頭、云檢断、依被付社家、一事以上

執行社務、其後氏国為遂上洛、去承久三年雖令讓執幣役於氏昌、

至本印以下所職所領者、寛喜三年以氏国自筆後判之状、讓給氏業

之間、最明寺殿御代建長二年氏業蒙御成敗、所令安堵也。而依致

奉三公官仕之忠、不得治務在国之隙。然者、本印并重書等、悉讓与

嫡男長氏、子々孫々可令相伝領掌。仍所讓与之状如件。

建長三年二月十四日 大宮司宗像 在判

(裏書省略)

「氏昌非器不孝」の付記及び【史料三】傍線部からは、氏昌への大宮司の相伝を否定し、「氏国―氏業」という相伝の正当性を主張する意図が看取できる⁽¹⁷⁾。先に述べたように、承久三年の氏昌への譲与後も氏国が大宮司としての権限を掌握していたが、嘉禎二年からは氏昌が名実ともに大宮司を十二年間務めており、その後三代の大宮司が存在する(表2)。すなわち、氏国から氏業の間に存在した四代の大宮司の正統性を否定する根拠こそ、一度は氏昌に譲与したが、氏昌は「非器不孝」であるため氏業へ譲与したという論理であつ

た。通説では、この論理をそのまま「事実」とみなし、氏国から氏業へ譲与が行われたのは氏昌が「非器不孝」であったためとする⁽¹⁸⁾。しかし、これこそ「長氏注進状」が創り上げた正当性の論理をそのまま踏襲した評価なのである。

さらにいえば、氏国から氏業へ「譲与」されたのは大宮司職ではなく「所職所領」のみである(【史料二】)。それにもかかわらず、「氏昌非器不孝」の付記及び【史料三】傍線部においては「本印」も合わせて譲与されたことになっている。「本印」とは宗像社の神印(官印)で、大宮司の支配権を示すものである⁽¹⁹⁾。非公式である「譲与」において「本印」まで譲与されたとは考えにくい。しかし、「長氏注進状」は、「氏昌非器不孝」の付記及び【史料三】傍線部によつて、寛喜三年に氏国が「本印」＝大宮司職を氏業へ譲与したという「事実」を創り出したのである。

つまるところ、「惣目録」は、「長氏注進状」の創り上げた「氏国―氏業―長氏」という相伝の正当性の論理を援用しているといえよう。ただし、「長氏注進状」が載せている【史料二】は大宮司職の正式な譲与ではなかったため、氏国から氏昌への譲与(No.7)を示しつつも、氏国への安堵(No.8)＝【史料二】、次いで氏業への安堵(No.9)の文書を載せることで、【史料二】を使用することなく、氏国から氏業への大宮司職譲与が正式に行われたことが「事実」であるような演出をした。これにより「氏国―氏業―長氏」という相伝の正当性の根拠を示したのである。

さて、それでは、長氏以降の相伝について、「惣目録」がどのような意図で編纂されているか、節を変えてみてゆくことにする。

二 長氏から氏範までの大宮司相伝

延慶二年(三〇九)二月六日、長氏は子息氏盛に対し「本印以下所職所領」を譲与する(No.20)。氏盛は、正和元年(三三二)十月八日、子息氏範に「社務職」并別府・宮方検断公文職」を譲与し(No.22)、翌年幼少の氏範へ家訓「宗像氏盛事書案」を遺している。ところが、この「宗像氏盛事書案」は宗像大宮司家の支配権を規定した社内法と評価されているにもかかわらず⁽²⁰⁾、「惣目録」には掲載されていない。ここに隠される「惣目録」編纂の意図を探っていく。

興味深いのは、建長三年に大宮司職を譲与され(No.10)、建長八年に安堵(No.11、12)された長氏が、延慶二年に氏盛に譲与するまで複数回「還補」されているという事実である(No.14、19)⁽²¹⁾。このうちNo.18は原文書が残っているので次に掲げてみる。

【史料四】⁽²²⁾

宗像大宮司職事、為「異賊防禦、可レ被「還補」之由、被レ申入本所」畢。
且任「先例相」從本所々務、且可レ致「軍忠」之状、依レ仰執達如レ件。

正安三年十二月十六日

相模守 (花押)
(北条師時)
武蔵守 (花押)
(北条時村)

宗像大宮司殿
(長氏)

【表2】では「長氏―氏盛」の間に他の人物が大宮司になった事実が記さ

れておらず、長氏の代わりに補任された大宮司が誰であるかは不詳である。No.11、12で大宮司に補任・安堵された長氏だが、正嘉元年(三五七)には「当社領名主等」が「背」社家致「濫妨」すことを提訴している⁽²³⁾。この「当社領名主等」とは、宗像社の祠官層を含む「氏業―長氏」の系統に対立する反大宮司勢力の一部であるという理解が出されている⁽²⁴⁾。これは大宮司長氏の支配権が必ずしも盤石なものでなかったことを示しており、長氏の三度にわたる「還補」という現象がかかる不安定な支配権に起因するといふ想定も許されよう。

長氏の不安定な支配権は、次の氏盛の代においても抜本的な改善はなされなかったと思われる。氏盛の定めた「宗像氏盛事書案」は十三箇条にわたって宗像大宮司家の支配権について規定しているが⁽²⁵⁾、注目すべきは「内談」に関する条文である。

【史料五】⁽²⁶⁾

一、社住甲乙人等、可レ相從松法師所命事、
(第1条) (氏長・氏範)

右、於下背「松法師之所命」、破「内談」之儀、輩上者、不レ謂「親類」兄弟、
不レ撰「祠官」名主、不日可レ令「追放」社内也焉。
(第2条)

一、内談事、

右、内談衆令レ書「起請文」、憲法可レ致「其沙汰」也。於「衆中」一同之儀者、不レ及「子細」、若衆儀不同之時者、申「合故実」之人々、可レ被「相計」。但或構「今案」、企「奸曲」、或不參及「数簡度」之輩者、且出「衆中」、且可レ有「

其科也。縦雖^レ無^レ下^レ可^レ合^レ事^上、於^レ有^レ限^レ式^日者、參^レ會^公所[、]可^レ被^レ申^上談諸事、松法師成長之後者、任^レ道理^{可^レ令^レ成敗}也焉。^(氏範)

第一条では、「松法師之所命」と「内談之儀」が並列に記され、それらに反すれば社内を追放されることが規定されており、「内談」による議決が松法師(氏長、後の氏範)の命令と同等の効力を持つていたことがわかる。そして、「内談」についての第三条では、「構^{今案}、企^{奸曲}」てる者だけでなく「内談」への「不参」が数回に及ぶ者も罰を受けると規定される。そして、申し合わせる議題がなくとも、定例の「内談」の日には公文所に集合し議論することが決められている。すなわち、「内談」とは、案件を議決するだけでなく、そこに「参会」することが、大宮司を頂点する宗像社の社内組織に対して叛意がないことを示すことになる、換言すれば、「内談」という組織が、大宮司の支配権に代わって、一族や被官を結びつける紐帯の役割を果たしていたといえる。

第三条には、「松法師成長之後者、任^レ道理^{可^レ令^レ成敗}也」とあり、他に「内談」に関する史料を見出せないことから、「内談」とは幼少の松法師のためだけに設けられた制度であったと考えられる。仮に「内談」が恒常的な組織として存在していたとしても、氏盛が「宗像氏盛事書案」でわざわざ規定した「内談」の内容からは、大宮司を譲与した幼少の子息を後見し、権力を奮うことのできない氏盛の支配権の限界がみてとれよう⁽²⁷⁾。ここに「宗像氏盛事書案」が「惣目録」に収録されなかった理由があると考えられる。

ところで、長氏から氏盛へ延慶二年に「本印以下所職所領」が譲与(No.20)

されているが、「社務職并別府・宮方検断公文職」は譲与されていない。ところが、正和元年(三三二)十月八日氏盛から氏範へ「社務職并別府・宮方検断公文職」が譲与されており(No.22)、さらにその後、元亨四年(三三四)十月五日には祖父長氏から氏範へ再度「社務職并別府・宮方検断公文職」の譲与(No.23)が行われていることがわかる。氏範が、父と祖父から重複して「社務職并別府・宮方検断公文職」を譲与されたのはなぜであろうか。

ここで再び「長氏注進状」をとりあげたい。「長氏注進状」は、「宗像社領分」として「本神領宮方三百六十三町」・「別符方八十三町三段」・「半不輸内当知行分三十町」を載せ、「赤馬荘分」として「田久村名田等二十町」を載せる。「宮方」は神事用途料所として大宮司の二円支配が及ぶ所領、「別符方」は莊園領主の領主権により大宮司の二円支配が及ばない所領であり、また「赤馬荘分」は長氏の私領との整理がなされている⁽²⁸⁾。「長氏注進状」では、これらの所領を一括して末尾に「社領惣領主地頭へ付検断公文職」と表記する。ここから類推すると、「惣目録」の「社務職并別府・宮方検断公文職」は、「別符方」「宮方」を中心とする社領全体指しているように見える。

一方、「惣目録」が「社務職并別府・宮方検断公文職」とあえて異なる表記で載せる「本印以下所職所領」とは何を表しているのだろうか。まず、「本印」について、建長三年の氏業から長氏への大宮司職譲与では「本印并重書」が長氏に譲与されている(史料三)。この譲与は、「惣目録」においては「社務職并別府・宮方検断公文職」の譲与と表現されている(No.10)。大宮司の支配権の象徴である「本印」は「社務職并別府・宮方検断公文職」と「緒に譲与されるべきものである。すなわち、「本印以下所職所領」の譲与と表される

No.13とNo.20において、実際には「本印」の譲与は行われなかったと考えられる。さらに、氏国から氏業への譲与(【史料二】)が参考になる。この時「本印」は大宮司職の譲与は行われなかったことについては前節で述べた通りである。この時点で氏国が譲与できるのは、大宮司職に付属しない所領は私領だけであると考えられる。従って、氏国が氏業に譲与した「所職所領」とは、「長氏注進状」に長氏私領として表れる「赤馬荘分」の「田久村名田等二十町」のことであると考えられるのである。

さすれば、「社務職并別府・宮方検断公文職」とは、大宮司私領である「所職所領」は赤馬荘田久村を除く所領全体、すなわち大宮司職及びそれと不可分の「宗像社領分」(「宮方」・「別符方」・「半不輪内当知行分」)を表す文言であろう。

安達直哉氏は、氏国から氏昌への譲与、氏国から氏業への譲与(【史料二】)の「事実」、及び「訂正宗像大宮司系譜」の氏業の項に「建長(1251)五辛亥年二月十四日嫡男長氏二讓「社務職、治纒一年也。雖然長氏幼少之間、氏業為「後見、本印以下并所職公事、雜役等事、令「沙汰云々」とあることを根拠に、「社務職所有者」は祭祀権取得者と本印以下所職所領所有者は分離されて南北朝期に至る」と評価される²⁹⁾。しかしながら、如上の検討より、「本印」は大宮司職と一緒に譲与されるもので、大宮司職の祭祀権と領知権の分離とされる現象は、大宮司職に伴う「宗像社領分」と大宮司私領(「所職所領」)との譲与時期のずれを示しているのである。

このように考えると、氏盛は、「本印」の譲与を伴った「社務職并別府・宮方検断公文職」を父長氏から譲与されていないにもかかわらず、これを正和元

年に氏範に譲与したことにしてしまったため、元亨四年に正式に長氏から氏範に「社務職并別府・宮方検断公文職」譲与が行われたと考えられる。「社務職」を譲与されていないとはいえ、長氏の私領である「所職所領」を譲与され(No.20)、【表2】に四九代として見える以上、氏盛が事実上の大宮司にあったことは疑いない。しかし、大宮司職の正式な譲与を得ることができなかった要因として、氏盛の権力の不安定さが窺えよう。

「惣目録」では、「長氏—氏盛—氏範」という大宮司の相伝を主張しつつも、「社務職并別府・宮方検断公文職」の断絶がない証拠として、氏盛からの譲与のみならず、長氏からの譲与を掲載する必要があった。それが、氏範に対する二度の譲与として現れていると考えられる。

三 「代々社務讓状次第」にみえる社領の譲与

氏盛の代には大宮司職とは別に晴氣保地頭職の譲与(No.21)が載せられている。【表1】を参照すると、氏盛以前には載せられていない個別の所領の譲与に関する文書が、氏盛以降は多く掲載されていることが分かる。「惣目録」編纂時点でこれらの所領は幾度も譲与を経た来にもかかわらず、なぜ「部の譲与の事実のみが⑦「代々社務讓状次第」に記されることになったのだろうか。そして、これらの個別の所領の譲与が大宮司職譲与の文書群の中に混入している理由とは何だろうか。氏盛以降に見える個別の所領の譲与についてそれぞれみてゆくことにする。

a. 晴氣保地頭職 (No. 21, 41)

平家没官領であつた晴氣保地頭職は、源頼朝から藤原隆頼に与えられ⁽³⁰⁾、隆頼の子孫に相伝されてきたが、藤原氏女が長氏の妻となつた関係で、建治三年(二七七)六月十五日に藤原氏女の子息氏盛に譲与された⁽³¹⁾。晴氣保は行武・財納・禰久安など多くの名が存在したが⁽³²⁾、これらの名の地頭得分はしばしば進納が滞つていたようである⁽³³⁾。応長二年(三三三)二月二十日氏盛から氏範(No. 21)、貞和二年(三四六)三月三日に氏範から氏正⁽³⁴⁾、文和四年(三五五)三月五日に氏正から氏俊⁽³⁵⁾、応安四年(三七七)七月二十六日に氏俊から氏頼(No. 41)⁽³⁶⁾と譲与されていく。また、観応元年(三五〇)九月三日には二色道猷から氏正に勲功賞として晴氣保小地頭職が宛て行われているが⁽³⁷⁾、この宛行状は「惣目録」には収録されていない。

b. 赤馬荘地頭職 (No. 26, 30, 42)

赤馬荘内の田久村に関しては後述するため、ここでは田久村を除く赤馬荘全体について述べることにする。正嘉元年(二五七)閏三月二十日、赤馬荘前領所の近江入道清蓮が宗像神人を刃傷殺害し、赤馬荘の所職名田を押領したことを氏業が訴えている⁽³⁸⁾。さらに、弘安十年(二八七)二月日には、赤馬院得末名を六代相伝する宗像氏富なる人物が同名の知行を認められており、同時に大宮司長氏が沽却した地と定念久氏・浄蓮らが寄附した地の進退も認められている⁽³⁹⁾。元徳二年(三三〇)二月六日、「赤馬庄公文職并名々」が大宮

司氏長(氏範の前名)に安堵され⁽⁴⁰⁾、「惣目録」の④「社領田代并立用以下目録」、④「宗像社領公文所注進」にも乾元二年(三〇三)の注進として「赤馬郷」がみえる。このように、鎌倉期を通して赤馬荘は大宮司家の進止であつた。

注目すべきは、建武三年(三三六)三月一日、足利尊氏によって「赤馬地頭方」の寄進がなされたことである⁽⁴¹⁾。この寄進状は少弐頼尚の施行状とともに「赤馬荘文書」として「惣目録」に項目立てられて収録されている。それとは別に「赤馬領家方文書」の項目もあり、どの段階かで地頭職が設置され、下地中分が行われたようである⁽⁴²⁾。ともあれ、尊氏の寄進によって赤馬荘地頭方が大宮司家の進止として確立したとみて大過ないだろう。その後、赤馬荘地頭職は、貞和四年(三四八)六月九日に氏範から氏正(No. 26)、正平十年(三五五)十一月十四日に氏正から氏俊(No. 30)、応安四年七月二十六日に氏俊から氏頼(No. 42)譲与されている。

c. 肥前国神崎五町分 (No. 27)

d. 肥前国神崎荘河野対馬入道(通有)跡地頭職 (No. 43)

神崎荘五町分は、正応二年(二八九)三月十二日に大宮司長氏が弘安四年(二八二)の蒙古合戦の勲功地として与えられた所領で⁽⁴³⁾、建武元年(三三四)三月二十日には雑訴決断所牒で安堵されている⁽⁴⁴⁾。しかし、不思議なことに、弘安勲功地という優れた由緒をもつにもかかわらず、「惣目録」において文和四年三月五日の氏正から氏俊への譲与(No. 27)以降、神崎五町分の動向は全く分からなくなるのである。

ここで興味をひくのは、文和元年十一月二十二日、後に述べる山口・朝町・稲本・須恵・土穴地頭職とともに肥前国尾崎保小地頭職が軍功賞として氏正に宛て行われていることである⁽⁴⁵⁾。この尾崎保は宗像郡ではなく肥前国神崎荘内にあったが⁽⁴⁶⁾、同時に宛て行われたためか、「惣目録」の項目では⑤「山口・朝町・稲本・須恵・土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」として、宗像郡の山口以下の村々と一括されて立項されている。ところが、貞治二年(三三三)正月十一日に氏正から氏俊に譲与されるにあたっては、「山口上下・朝町・稲本・須恵・土穴地頭職・肥前国晴気保小地頭職」とあり、山口以下の村は晴気保小地頭職と一括されているのである(No.32)。晴気保小地頭職は、先述したように、観応元年に二色道猷から氏正に対し勲功賞として宛て行われた所領である。その一方で、尾崎保については、氏正から氏俊への譲与は「惣目録」でみえず、氏俊から氏頼への譲与のみが掲載されているのである(No.45)。

以上の「惣目録」の表記及び尾崎保が神崎荘内にあったことを考慮すると、尾崎保小地頭職とは神崎五町分の代替地ではないかと推測できる。より想像をたくましくすれば、五町分は尾崎保内に含まれる、あるいは同じ範囲を指している可能性もある。つまり、「惣目録」の上では、氏正が文和元年に獲得した尾崎保小地頭職は文和四年に「神崎五町分」として氏俊に譲与され(No.27)、観応元年に獲得した晴気保小地頭職は山口村以下の地頭職とともに貞治二年譲与された(No.32)。そして、氏俊から氏頼の譲与にあたっては、晴気保小地頭職は晴気地頭職と一絡に譲与されたため(No.41)⁽⁴⁷⁾、尾崎保地頭職は元の通り山口村以下の地

頭職と一括されて譲与された(No.45)と考えられるのである。

「惣目録」がかかる煩雑な記載をしたのは、栄光ある弘安勲功賞としての「神崎五町分」を相伝しているという「事実」を示したかったからであろう。建武元年、五町分は雑訴決断所牒で安堵されてはいるが、実際は大宮司家の支配は及び難かったものと思われる。そのため、新たに手に入れた尾崎保小地頭職の譲与を以て「弘安勲功賞五町分」の譲与とみなしたのではなからうか。これがNo.27の「神崎五町分」の譲与に相当する。ところが、尾崎保小地頭職を先に譲与してしまったことにより、一括して宛て行われたはずである「山口・朝町・稲本・須恵・土穴・肥前国尾崎保小地頭職」を譲与する際に矛盾が生じたこととなった。これに便をなしたのが、同じ肥前国の晴気保小地頭職であった。晴気保小地頭職を尾崎保小地頭職とすり替えて、山口村以下と一絡に譲与することで、見矛盾のない譲与が行われたかのようにみせかけたのである。これがNo.32の譲与に当たる。aで述べたように、晴気保小地頭職の宛行状が「惣目録」に収録されなかったのは、かかるすり替えが目立たぬようにするためだろう。右の理解を裏付けるように、永和二年(三七六)五月十八日、今川了俊が氏俊に打ち渡したのは「肥前国晴気郷・同国神崎庄内尾崎村等小地頭職」であり⁽⁴⁸⁾、神崎荘内にあるはずの「五町分」の打ち渡しではなかったのである。

なお、氏俊は貞治四年(三三五)十月九日軍功賞の楠橋荘の替地として肥前国神崎荘河野対馬入道跡地頭職を賜わり⁽⁴⁹⁾、応安四年七月二十六日氏頼に譲与している(No.43)⁽⁵⁰⁾

e. 吉岐島薬師丸地頭職 (No. 28, 48)

f. 吉岐島守護職 (No. 46)

薬師丸地頭職は、建治二年の尼妙阿弥陀仏から草野後家に対する讓状が存在するが⁽⁵¹⁾、宗像社との関係はもつと遅く、康永三年(三三四)二月三日に藤原氏女なる人物より氏正に讓与されたことに始まるようである⁽⁵²⁾。氏正は文和四年に氏俊に譲り(No. 28)、永徳元年(三八二)に氏俊から氏頼に讓与される(No. 48)。氏俊から氏頼への讓与が他の所領よりも遅れるのは、志佐濱田修理亮入道の違乱のため、今川了俊によって氏俊に下地の沙汰付が行われたのが永和四年(三七八)であった⁽⁵³⁾ためであろう。

なお、貞治四年十月九日には、氏俊は足利義詮から吉岐島守護職に補任され⁽⁵⁴⁾、応安四年氏頼に讓与している(No. 46)。

g. 曲・赤馬田久村地頭職 (No. 31, 38)

宗像社は往古より数百年の間、芦屋津から新宮浜に至るまでの数十kmに渡る海岸に寄せられた漂着物をもって大小七十余の末社の修理用途に充てていたが、往阿弥陀仏が船の遭難を憐れみ、小島を築いて往来する船の助けとしたため、漂着物が乏しくなった。そこで、寛喜三年(二三三)、修理用途に充てるため曲村四十町が官宣旨によって寄進された⁽⁵⁵⁾。貞永元年(三三三)、同村をめぐる社家と地頭との相論では、結局社家の主張が認められて本所の進止となり、建武元年に雑訴決断所牒によって末社七十五社修理料所として

悪党人等の濫妨狼藉が停止させられている⁽⁵⁶⁾。

一方、赤馬荘は、鎌倉期を通し大宮司家の進止であったが、特に赤馬荘内の田久村は、「惣目録」において「本印以下所職所領」と表現され、重要な位置付けにあったことは先述の通りである。また、「惣目録」⑦「赤馬荘久吉刀禰丸文書」の中には氏業長氏・氏盛・氏範に田久村が安堵された文書が載せられているため⁽⁵⁷⁾、氏範まで大宮司の私領として相伝されてきたとみてよいだろう。なお、「田久補任元弘三年八月日公文職文言有之」⁽⁵⁸⁾とあり、大宮司が田久村に有していたのは公文職であったようである。

注目すべきは、文和元年十二月二十二日に足利義詮によって曲村地頭職とともに赤馬庄内田久村地頭職が寄進されたことである⁽⁵⁹⁾。この寄進により、田久村は赤馬荘地頭職とは別に曲村と二組で位置づけられたのではなからうか。そのため、「惣目録」では「曲・赤馬田久村地頭職」として表わされ、貞治二年正月十二日氏正から氏俊に讓与(No. 31)、応安四年に氏俊から氏頼に讓与される(No. 38)。

h. 山口上下・朝町・稻本・須恵・土六・肥前尾崎保地頭職 (No. 32, 45)

文永五年(二二六八)七月六日、開発領主の子孫である大中臣経実が末代子々孫々まで牢籠がないように山口郷地頭職并地下沙汰人職を大宮司に寄進した⁽⁶⁰⁾。ただし、「地頭并地下代官職」は経実の子孫が末代まで相違なく扶持するものとされた。建武元年十二月二十七日には山口村の濫妨を停止し、所務を全うするよう大宮司氏範に雑訴決断所牒が出されている⁽⁶¹⁾。

朝町村は鎌倉期に辺津宮第二宮の長日御供所としてみえるが⁽⁶²⁾、下地の進止権は地頭佐々目氏にあった⁽⁶³⁾。建武元年十月二十一日には「殿重御供燈油料所」として名主佐々目菊鶴丸に年貢の弁済が命じられている⁽⁶⁴⁾。貞治二年三月二十三日になって、大宮司の烏帽子子である宇佐氏泰が氏俊に譲与した⁽⁶⁵⁾。

土穴村・須恵村・稲本村は大宮司氏高・氏房が宗像社に寄進した「根本之神領」とされる⁽⁶⁶⁾。その中でも須恵村は大治年中(二二六～二三二)に氏房が辺津宮第三宮長日不断香油料所として寄進したと伝えられている⁽⁶⁷⁾。確実な伝来としては、この三箇村はもと大宮司氏重の母張氏が所帯していたもので、張氏は覚然(武藤木工助為頼)を養子として承久二年(二二〇)に自筆の譲状を以て譲与した⁽⁶⁸⁾。しかし、三箇村の代官職であった氏重が覚然に敵対したため、覚然は後嵯峨院に寄進し⁽⁶⁹⁾、領家西園寺実氏より建長元年(二四九)九月十七日に覚然が三箇村の名主職に補任された⁽⁷⁰⁾。その後、三箇村名主職は覚然の子孫に相伝されていく⁽⁷¹⁾。

注目すべきは、観応二年(三五二)十一月五日、鎮西管領一色道猷によって「山口・朝町・稲本・須恵・土穴」が軍功賞として充て行われ、さらに、翌文和元年十一月二十二日には足利義詮御教書によって「山口・朝町・稲本・須恵・土穴・肥前国尾崎保小地頭職」が軍功賞として宛て行われている⁽⁷²⁾。延文五年(三六〇)二月には山口上下村地頭職について下地が氏俊に打ち渡されているが⁽⁷³⁾、これは文和元年の足利義詮御教書に基づいて行われている。ここにおいて、往古より神領であった「山口・朝町・稲本・須恵・土穴」は、その下

地を初めて大宮司が領掌することになった。

また、軍功賞として同時に肥前国尾崎保小地頭職が充て行われているが、同職についてはこの項目で述べた通りである。

i. 別府五ヶ郷・肥前国杵嶋北郷須古荘(No.33、44)

「別府五ヶ郷」は所在を詳らかにしないが、「長氏注進状」に「宗像社領分」として「別府方八十三町三段」がみえる。河窪奈津子氏は、大治五年(二三〇)に寄進された本木・内殿両郷を含む一体が宗像別符荘として立てられ、改めて氏実の時に社領として宛て行われたとされ、「別府方八十三町三段」の大半がこの宗像別符荘であったと推測されている⁽⁷⁴⁾。観応元年十一月二十五日、一色道猷が氏正に対し「別府五ヶ郷」を勲功賞として宛て行い⁽⁷⁵⁾、同年十二月二十三日には、道猷が兵糧料所として「別府五ヶ郷」を預け置いている⁽⁷⁶⁾。

一方、須古荘関係の文書は「惣目録」の中で②「別府文書」に載せられているため⁽⁷⁷⁾、須古荘は別符であったものと思われる。正平六年(三五二)十二月三日の氏正宛て「足利義詮下文」に「肥前国杵嶋北郷須古荘地頭職」がみえ②「別府文書」(ケ)、「別府五ヶ郷」と「組で貞治二年氏正から氏俊へ(No.33)、応安四年氏俊から氏頼へと譲与されている(No.44)。

j. 久原地頭職 (No. 36)

久原地頭職は、大穂村・嘉摩郡河崎村地頭職とともに文和元年十月二十二日軍功賞として下地が氏俊に沙汰付けられ⁽⁷⁸⁾、応安四年、氏俊から氏頼に譲与された(No. 36)。また、永和二年(三七六)十月五日には兵糧料所として今川了俊預状が発給されている⁽⁷⁹⁾。

k. 鞍手郡宮永・片隈 (No. 37)

宮永村・片隈村は、足利尊氏の袖判が押された観応二年十一月二十九日一色道猷御教書により宗像弥九郎(氏家)⁽⁸⁰⁾に与えられた。その後、貞治二年六月八日、足利義詮から弥九郎に対し安堵の下文が発給され、それが在地に施行されていく中で、同年十月二十五日氏家は両村を宗像社に寄進した⁽⁸¹⁾。応安四年、両村は氏俊から氏頼に譲与されている(No. 37)。

l. 肥前国多久荘・豊前大豆俵・筑前平等寺 (No. 39)

康安元年(三三六)八月五日、少弐冬資によって豊前國中津郡大豆俵村が宗像社に寄進された⁽⁸²⁾。さらに、貞治四年(三三五)九月二十一日、大豆俵村に肥前国多久・筑前国平等寺を加えて、足利義詮が寄進をしている⁽⁸³⁾。応安四年、氏俊から氏頼へと譲与された(No. 39)。

m. 豊前今任地頭職 (No. 40)

貞治四年十月五日、軍功賞として氏俊に足利義詮下文によって宛て行われ⁽⁸⁴⁾、応安四年、氏俊から氏頼へと譲与された(No. 40)。

以上、⑥7「代々社務讓状次第」の中に譲与がみえる個別の所領について概略を述べた。着目したいのは、氏盛以降において各所領が大宮司に宛て行われた、ないし寄進された時期、換言すれば、大宮司家が下地の進止権を掌握した時期である。大宮司ごとに下地の進止権を掌握することになった時期をまとめたのが次の【表3】である。【表3】と【表1】とを比較すると、⑥7「代々社務讓状次第」に掲げられた所領の譲与とは、譲与の事実を漠然と書き連ねているのではなく、下地の進止権を獲得した大宮司から次の大宮司への譲与を示していることが分かる。

それでは、氏盛以降の「惣目録」の記載にこのような変化が生じたのはなぜだろうか。右で列挙した所領のうち山口村、土穴村、須恵村、稲本村、曲村は大宮司の「円支配」が及ぶ「官方」として分類されるものである⁽⁸⁵⁾。前節において、「本印以下所職所領」は大宮司の私領赤馬荘田久村を指していると指摘した。文和元年の寄進を画期として、「社務職并別府・官方検断公文職」に分類される曲村と「本印以下所職所領」に分類される田久村が一組となり、No. 31・38の譲与として現れている。しかし、これとは別に「社務職并別府・官方検断公文職」も譲与が行われている(No. 29)。重要なのは、それまで異なる時期に譲与されてきた「社務職并別府・官方検断公文職」及び個別

【表3】下地の進止権掌握時期

氏盛：大宮司在職 延慶2年(1309)2月6日～正和元年(1312)10月8日			
a. 晴気保地頭職	建治3年(1277)6月15日	譲与	
氏範：大宮司在職 正和元年(1312)10月8日～建武3年(1336)3月15日			
b. 赤馬荘地頭職	建武3年(1336)3月1日	寄進	
氏正：大宮司在職 建武3年(1336)3月15日～正平10年(1355)11月5日			
e. 杵岐島薬師丸地頭職	康永3年(1344)2月3日	譲与	
i. 別府五ヶ郷	観応元年(1350)11月25日	宛行	
i. 肥前国杵嶋北郷須古荘	正平6年(1351)12月3日	宛行	
g. 曲・赤馬田久村地頭職	文和元年(1352)11月22日	寄進	
c. 神崎五町分(肥前国尾崎保地頭職)	文和元年(1352)11月22日	宛行	
h. 山口上下・朝町・稲本・須恵・土穴・肥前尾崎保地頭職	文和元年(1352)11月22日	宛行	
氏俊：大宮司在職 正平10年(1355)11月5日～応安4年(1371)7月26日			
j. 久原地頭職※	文和元年(1352)11月22日	宛行	
k. 鞍手郡宮永・片隈	貞治2年(1363)10月25日	寄進	
l. 肥前国多久荘・豊前大豆俵・筑前平等寺	貞治4年(1365)9月21日	寄進	
m. 豊前今任地頭職	貞治4年(1365)10月5日	宛行	
d. 肥前国神崎荘河野対馬入道(通有)跡地頭職	貞治4年(1365)10月9日	宛行	
f. 杵岐島守護職	貞治4年(1365)10月9日	宛行	

※註 ㊦参照

の所領が、応安四年七月二十六日付で、杵岐島薬師丸地頭職を除き全て氏俊から氏頼へと譲与されたことである。⁶⁷⁾「代々社務譲状次第」において、大宮司職の譲与とともに個別の所領の譲与が列挙されているのは、下地進止権を獲得した所領が、氏盛―氏範―氏正―氏俊と相伝され、最終的に氏頼に集約されていく過程を強調するためであったといえよう。

氏頼に集約された大宮司職と所領は、次に掲げる今川了俊の挙状によって安堵が吹挙されることになる。

【史料六】(No.49)⁸⁶⁾

宗像大宮司氏俊子息氏頼申一跡相統安堵事、可レ有中御沙汰候。恐惶謹言。

八月七日

(斯波義将)

進上 左衛門佐殿

沙弥了俊(花押)

氏盛以来、先代大宮司の譲与によって正当性が保たれてきた大宮司職は、氏頼の代において上部権力による「一跡相統安堵」が求められることになった⁸⁷⁾。その結果、明德二年(三三九)四月二十三日、氏頼から氏重へ「社務職并神領本領当知行分」の譲与がなされる(No.50)。このことは、氏頼に集約された所領所領が、「官方+別符方」と「大宮司私領」という区分が解消され、大宮司が下地進止権を掌握する所領に「神領本領当知行分」として一括譲与されたことを示しているといえよう。「惣目録」編纂の目的の一つは、大宮司職と「神領本領当知行分」の正当性を主張することにあつたのである。

四 氏頼から氏経までの大宮司相伝

明德二年氏頼から氏重への譲与(No.50)に任せて、同年十二月八日、了俊の子貞臣から安堵がなされた(No.51)⁽⁸⁸⁾。しかし、室町幕府將軍からの安堵は実現しないまま、翌年十二月一日に氏経へ譲与される(No.52)。⁽⁶⁷⁾「代々社務譲状次第」はこの氏経への譲与をもって完結している。

しかし、現実には大宮司職をめぐって大宮司家内部において軋轢が生じていた。既往の研究でも指摘されている氏経と叔父氏忠(仁海)との対立である⁽⁸⁹⁾。氏経が大宮司職を譲与された直後は父氏重が後見をし、氏重の死後は叔父氏忠が後見をしたようである⁽⁹⁰⁾。その氏忠が氏経に対し「不忠」があつたことを示す史料が「惣目録」に載せられている。

【史料七】「惣目録」⁽⁸⁸⁾「宗像三郎氏忠書状」

(ア)一通 対「社務氏経」不可有「不忠之由、氏忠誓文状」 応永七年十二月二日、但仁海也。

(イ)一通 氏忠書状 応永六年六月八日子細同前
以上二卷一通

氏忠は応永六年(三三九九)と同七年に氏経に対し「不可有「不忠」旨の誓文を提出している。そのためか氏経と氏忠の対立は一旦落着き、応永十年には氏経は氏忠へ大宮司を譲っている。ところが、氏忠はわずか半年ほどで子息長松丸(氏勝)に大宮司を譲ることとなった。この間、氏忠はまたもや

氏経に敵対したようで、氏経は中国の大内盛見のもとへのがれることになる(以上、【表2】参照)。そして、応永十二年になって、氏経は再び大宮司として安堵される。

【史料八】「惣目録」⁽⁷⁰⁾「社務氏経安堵」

(ア)一通 義満將軍御教書 応永十年七月廿九日^(七十九)
但氏忠補任云可破文言在之

(イ)一通 管領畠山徳元同施行 応永十一年八月十二日
(ウ)一通 同時三宝院御書 応永十二年八月十二日
以上二卷三通者、

永久新右衛門尉在京而申「沙汰之、公方へ者三宝院有「申御沙汰」者也。

【史料九】⁽⁹¹⁾

筑前国宗像社太宮司職事、早任去月廿九日安堵、可被「沙汰」付氏経之由所被「仰下」也。仍執達如件。
(四〇四)

応永十二年八月十二日 沙弥(花押)
(高山徳元、基因)
右兵衛佐殿
(浪川満頼)

【史料九】は、応永十二年七月二十九日付の氏経に対する大宮司職安堵(傍線部)「去月廿九日安堵」(No.53)を施行したものである。【史料八】(ア)文書「義満將軍御教書」は、応永十年と記されているが、これを「応永十

年」の誤記とみなせば⁽⁹²⁾、この「義満將軍御教書」こそ【史料九】傍線部「去月廿九日安堵」に該当し、これを施行した【史料八】(イ)文書「管領畠山徳元同施行」が【史料九】に該当する。

ところが、【表2】では六〇代氏経の還補が応永十二年とされている。この点について、桑田和明氏は、氏経は応永十一年に還補されたものの、幕府・九州探題・大内氏の援助によって実際に宗像社に入社したのは応永十二年になつてからであつたと指摘されている⁽⁹³⁾。還補の時期よりも遅れて実際の入社が行われたとみる見解は従うべきであろう。ただし、「惣目録」⁽⁶⁴⁾「京都三宝院御書」応永十三年二月十二日付「氏経帰社之時御状」は、氏経の実際の帰社が応永十三年であつたことを示唆する。また、「惣目録」⁽⁵⁶⁾「就仁海事探題御書」応永十三年三月十四日付「渋河探題満頼御状」には「仁海没落之時」との付記がされており、氏忠(仁海)の没落と氏経の帰社は軌を二にしていることが窺われる。

氏経がしばらくの間中国に逃れ、大内氏の庇護下にあつたことも鑑みれば、還補されてから入社までの時間差があるのは、氏忠を中心とする敵対勢力が氏経よりも強大であつたためであろう。それを示すかのように、還補後の氏経は、大内氏に付いて豊前国猪獄で戦功を挙げて以降⁽⁹⁴⁾、糟屋郡の米多比^(わたひ)茂時・薦野貞家・薬王寺資時⁽⁹⁵⁾、宗像郡南部の大穂利種・同子息忠種⁽⁹⁶⁾、鞍手郡若宮荘の江原経種・同伯父入道聖種⁽⁹⁷⁾といった宗像郡周辺の勢力を誓文によつて味方に付けている。さらに、赤馬荘沙汰人の石松源松・同入道良石紙屋入道祥三から^(はじかみ)薑村について誓文及び「地頭領家田数目録」を提出させ⁽⁹⁸⁾、九州探題渋川満頼による宗像郡内の社領(須惠・稻本・別府五ヶ郷・曲・久原・

大穂・石田・土穴・宮永・山口・朝町・赤馬地頭方内薑)の違乱に対し、氏経の当知行と「理運」が相違ない旨の証文を満頼の甥満直に発給させている⁽⁹⁹⁾。

これらの動向からは、氏経が自らの権力基盤の確保、勢力拡大に苦心していたことがみてとれよう。義満から大宮司職安堵の御教書が発給されたとはいえ、実態は社領や一族に対する支配権がかなり不安定な状態であつたのである。そこで、応永十八年になって再び、先の安堵に任せて氏経の大宮司領掌が施行されることになる。

【史料十】⁽¹⁰⁰⁾

筑前国宗像大宮司職事、任^レ安堵、可^レ被^レ全^二氏経領掌之由、所^レ被^二仰下也。仍執達如^レ件。

(四三)
応永十八年十一月十九日 沙弥(花押)

(渋川道鎮、満頼)
右兵衛佐入道殿

【史料十】の「安堵」は【史料八】(ア)文書「義満將軍御教書」を指すものと思われるが、【史料九】による施行後、七年も経つて再び安堵が施行されていることは、その間の氏経の不安定な支配権を物語つていよう。

ところで、【表2】甲本には、応永十七年に氏経の弟氏顕の大宮司就任がみえることは【史料十】の内容と矛盾する。川添氏は、氏顕への譲与後、大宮司としての実質的権限は氏経にあつたが、名目的にせよ譲与というかたちをとらねばならなかつた何らかの理由があつたとされている⁽¹⁰¹⁾。氏顕への譲与を正式な譲与とみるかどうかで議論が分かれるところであるが、

この時点で氏経の実子氏俊は生まれておらず⁽¹⁰²⁾、名目的ではあれ弟氏顕に譲与することで、自らの後継者として氏顕を位置づけ、敵対勢力による大宮司奪取を回避しようとしたのではなからうか。このこともまた、裏を返せば大宮司としての氏経の不安定性を示すものであり、【史料十】による再度の安堵が必要不可欠であったことの徴証である。そして、【史料十】の発給の実現によつて、ようやく氏経の大宮司としての支配は確立したと考えられる。

「惣目録」は、【史料九】と【史料十】との間、応永十六年に作成されている。氏忠との対立を経て、氏経の権力基盤が未だ不安定な時期に相当する。かかる状況下において、氏経は、祖氏実から相伝されてきた大宮司職と下地進止権を保有する所職所領との正当性を主張し、大宮司としての権力を確立する必要があった。ここに、氏経が「惣目録」を作成した理由があったのである。そして、「惣目録」は、室町幕府に対して再度、安堵の施行を求める強力な根拠資料にもなった。「惣目録」の編纂によつて、【史料十】の発給が実現し、大宮司氏経の権力が確立したのである。

むすびにかえて

応永十八年に大宮司としての権力を確立した氏経は、翌年朝鮮に初めての遣使を行う⁽¹⁰³⁾。これは、以後九十二年間で少なくとも四十六回行われた遣使⁽¹⁰⁴⁾の最初のものとして注目すべきものである。大宮司として確固たる地位を築いた氏経であったが、応永二十一年に三宝院満済と対面した際には「宗像前大宮司氏経」⁽¹⁰⁵⁾とみえ、これ以前に大宮司を辞し、弟氏顕に譲与

したものと思われる。さらに、応永二十八年に氏顕は氏俊に譲与するが、氏経は応永三十一年にも幼少の氏俊に代わり朝鮮へ遣使を行っており⁽¹⁰⁶⁾、大宮司は退いたものの実質的権限は氏経が掌握していたようである。その後は、再び氏顕(改名して氏信)、氏継(氏忠子息)、再び氏俊、氏弘、氏正、氏郷と大宮司職は受け継がれてゆく【表2】。

享徳三年(四五四)、氏正が朝鮮国王端宗に送った書中に「小邑伯父宗像朝臣氏経、連年音書奉呈上陛下而蒙皇恩之潤色者久矣」⁽¹⁰⁷⁾と氏経の名が記され、かつ朝鮮国側の史料にも「孟卿曰、宗像社務氏経、往年通信、今宗像朝臣氏正遣使来、此其子孫乎。仇郎曰、宗像殿、但異臣氏、正統之孫也」⁽¹⁰⁸⁾とみえていることは興味深い。朝鮮側は、氏正に対して、遣使を開始した氏経の子孫であるとの認識をもっているのである。さらには、「訂正宗像大宮司系譜」氏顕の項には「舎兄氏経無実子、以前為養子統本家」⁽¹⁰⁹⁾とあり、さらに、同氏俊の項に「氏経実子也。叔父氏顕之為猶子、相統本家也」、同氏郷の項に「舎弟氏弘氏正早世、氏俊無嗣子、氏郷依為嫡流、氏俊為養子、相統本家」とある。すなわち、養子関係によつて「氏経―氏顕―氏俊―氏郷」を「本家」とする意識があったことが窺われる。氏経以後の大宮司たちは、自らを氏経の子孫に位置づけ、嫡流としての「氏経流」という認識を共有していたのである。

氏経は、大宮司としての不安定な状況を打開するため、氏実以来の大宮司相伝の正当性を創り出し、そこに自らを位置づけた。かかる氏経の企図を実現させたことに「惣目録」の歴史的意義があったと結論付けることができよう。

① 天元二年(九七九)二月十四日太政官符(「類聚符宣抄」第二)。史料上の初代大宮司は氏能である。

② 亀井輝一郎「古代の宗像氏と宗像信仰」(「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告「I」二〇二年)。

③ 宗像大社所蔵の中世文書の概要は、河窪奈津子「宗像大社所蔵文書と宗像大社中近世史」(「宗像・沖ノ島と関連遺産群」世界遺産推進会議編『宗像・沖ノ島と関連遺産群』研究報告「I」二〇二年)を参照。

④ 川添昭二「宗像社家文書目録」について(同『中世九州地域史料の研究』(法政大学出版局一九九六年)、初出一九八九年)。

⑤ 『宗像大社文書』第二卷三九頁の註(一)。なお、以下、『宗像大社文書』は『宗』と略す。

⑥ 承久三年(三三二)七月十八日「宗像氏国議状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」二八号)。

⑦ 『宗像神社史』下巻(宗像神社復興期成会編、一九六六年)四二八―四二九頁によれば、「宗像宮社務次第」甲本は、「宗像社務系図」甲本に続けて記されているもので、系図と同筆の初代から五〇代氏範までは南北朝かそれ以前に遡る筆であり、同乙本は、六三代氏顕までが応永三四年(四二七)までに書写され、その後書き足されたものとされる。

⑧ 『宗像市史』史料編第一巻 古代・中世Ⅰ(宗像市史編纂委員会編、一九九五年)においても、「史料」に「幕府、宗像氏国を宗像大宮司職に還補し、帰国させる」との綱文を付している。『宗像神社史』下巻(四五八頁)も同様の解釈をとる。

⑨ 貞応元年(三三二)七月廿七日「関東下知状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」二五号)。

⑩ この原文書は、建保五年(三三七)七月廿四日「関東御教書」(『宗』第一卷三九四〇

号)である。

⑪ 寛喜三年(三三三)四月十二日「宗像氏国書状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」二九号)。

⑫ 金沢正大「筑前国宗像神社大宮司職補任と荘園領主をめぐる諸問題―社家と本所、とりわけ三浦氏との関連に於て―(上)(下)」(『政治経済史学』二四〇・二四号、一九七八年)。なお、『宗』第二卷における注釈(二〇頁)も金沢論文の比定を採用している。

⑬ 金沢正大「筑前国宗像神社大宮司職補任と荘園領主をめぐる諸問題」(前掲註⑫)は、預所三浦氏が在地の支配を強化したと主張するが、中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(『九州史学』二六五、二〇三年)によれば、氏国―氏業が三浦氏に期待を寄せたにせよ、大宮司職の相伝をめぐって三浦氏が氏業に積極的に肩入れした徴証はないとする。

⑭ 『宗』第二卷二〇頁。

⑮ 貞応二年(三三三)九月十三日「関東下知状案」(『宗』第一卷所収「宗像浄恵証文注進状案」二五号)、嘉禄二年(三三六)四月三日「関東御教書案」(同三号)に「兵衛尉氏経」とあり、二次史料からも氏経が「兵衛尉」の通称を持っていたことが分かる。

⑯ 建長三年(三三五)二月十四日「宗像氏業所職議状案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文注進状案」三〇号)。

⑰ 長氏への譲与は、建長八年(三五六)正月、宗像社領の本家である大宮院によって安堵される(『宗』第一卷一〇号)。この中で、安堵の申請者である氏業は、預所三浦泰村と相論となったが、宝治合戦に際して戦場へと向かい、「言」上子細之時、任証文之道理、給「関東御教書、預」富小路太政大臣家(西園寺実氏)御裁許之間、申し充「親父氏経、氏経死去之後、所」譲「与子息長氏也」と述べている。

中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(前掲註¹³)によれば、

宝治合戦の直前頃、大宮司を相伝する正統性において氏業と氏昌とは対等ないし氏昌に分があったとする。そのため、宝治合戦で北条時頼に味方した氏業はすぐに大宮司に就けず、氏昌の弟氏澄の就任を防ぎえなかつた。だからこそ、氏澄の後に実父である氏経を挟むことで、「氏経―氏業―長氏」という三代相伝の実績をつくる必要があったと説く。実態としては中村氏の指摘通りであろう。そこで、長氏は、「長氏注進状」に「氏実讓状」、「氏国讓状」、「同讓状」(「史料二」)を並べ、「史料二」には「氏昌非器不孝之間、以三浦駿河前司為証人、本印以下所令讓与氏業也」と付記して、続けて「史料三」を載せることにより、氏昌の正統性を否定し、「氏実―氏国―氏業―長氏」という相伝の正当性を主張したと考えられる。

⑮ 『宗像神社史』下巻四五八―四五九頁。

⑯ 『宗像神社史』下巻四五〇―四五二頁。

⑰ 石井進「四世紀初頭における在地領主法の二形態―正和二年宗像社事書条々」おぼえがき」(『石井進著作集』第六巻、岩波書店、二〇〇五年、初出は九五九年)。

⑱ 長氏が一度大宮司職を離れた可能性を示す傍証として、弘安二年(二七九)十二月二日「六波羅施行状」(『宗』第巻四七号)に「権大宮司長氏」がみえる。弘安二年における大宮司は長氏であるため、『宗像神社史』上巻(宗像神社復興期成会編、一九六六年)四六〇頁では「権」を衍とすべきかどうか判断を保留している。大宮司在職期間中に長氏が「権大宮司」となったことが事実とすれば、少なくとも三回行われた「還補」との整合性が生じてこよう。

⑲ 正安三年(三三〇)十二月十六日「関東御教書」(『宗』第二巻所収「出光佐三氏奉納文書」八号)。

⑳ 正嘉元年(三五七)閏三月二十日「関東御教書案」(『宗』第二巻所収「宗像大宮司長

氏証文注進状案二二二号)。

㉑ 中村翼「鎌倉中期における筑前国宗像社の再編と宗像氏業」(前掲註¹³)。

㉒ 従来、「宗像氏盛事書案」は、これを正文とする前提で論じられてきたが、『宗』第二巻四三五頁では、誤字脱字が多いことや「正和二年癸丑ヨリ享徳三年甲戌ニ至ルマテ二百四十二年也」の押紙の存在から正文とはみなしえないとの指摘がなされている。

㉓ 正和二年(三三三)正月九日「宗像氏盛事書案」(『宗』第二巻所収「宗像家文書」二号)。

㉔ 石井進「四世紀初頭における在地領主法の二形態」(前掲註²⁰)では、建治三年(二七七)三月八日「宗像三所大菩薩御座次第」に「右注進如件、依社家平定」とみえることから、「内談」の会議が「評定」と呼ばれていたことを推測しているが、詳細は不明である。また、弘安六年(三三三)「宇都宮家弘安式条」や延元三年(三三八)七月二十五日「菊池武重家憲」の「内談」の事例から、当時の在地領主間にこのような合議体制が滲透していたとされる。しかし、「菊池武重家憲」では、「天下の御大事」については「内談」の規定があつたとしても武重の決定が優先され、当主の権限が大きく認められている。一方で、「宗像氏盛事書案」は、氏範が幼少であることもあり、「内談」が大宮司とほぼ同様の権限を保持しており、「合議体制」ということで同一視はできない。宗像氏の場合は、大宮司の権限を代替する制度としての「内談」に大宮司の権限の弱さを読み取れる。

㉕ 石井進「四世紀初頭における在地領主法の二形態」(前掲註²⁰)、河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察―別符方官方の相違を中心に―」(川添昭二編『九州中世史研究』第3輯、文献出版、二九八年)。なお、河窪氏は、「長氏注進状」に見える本木内殿村が「別符方」に属すること、また、「半不輪内当知行分三十町」について、朝町村がこの半不輪の地であつたことを指摘している。

㉖ 安達直哉「中世前期の神官領主の存在形態―筑前国宗像氏の在地支配を中心に

―(「西南地域史研究」第2輯、一九七八年)。

- ③⑥(元暦二年(二八五)八月五日「源頼朝書状」(『宗』第二卷所収「長沼正光氏奉納文書」)。
③① 建治三年(三二七)六月十五日「藤原氏女讓状」(『宗』第二卷六七号)。
③② 嘉元二年(三三〇)六月十九日「鎮西御教書」(『宗』第二卷四九号)。
③③ 氏盛が地頭得分の抑留について提訴したことが分かる史料として、嘉元二年(三三〇)六月十九日「鎮西御教書」(『宗』第二卷四九号)、延慶三年(三三〇)十二月六日「鎮西裁許状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」九号)、同年十二月十六日「鎮西裁許状」(『宗』第二卷五〇号)、同年十二月六日「鎮西裁許状写」(『宗』第二卷所収「近藤清石写本宗像文書」一〇号)がある。また、氏範の弟氏勝も氏盛から晴氣保内の名の一部を譲与されていたと思われる、乙久安名・彌久安に関して年貢済物の抑留を訴えている(元徳三年(三三三)七月二十五日「鎮西裁許状」(『宗』第二卷八八号)、同年七月二十五日「鎮西裁許状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」一一号)。
③④ 貞和二年(三四六)三月三日「宗像大宮司氏範讓状」(『宗』第二卷二九号)。
③⑤ 文和四年(三五五)三月五日「宗像大宮司氏正讓状」(『宗』第二卷二〇号)。
③⑥ 応安四年(三七七)七月二十七日「宗像大宮司氏俊讓状」(『宗』第二卷二二五号)。No. 41では七月二十六日とあるが、実際に現存する文書は七月二十七日付である。この日付の差異の理由は今のところ未詳である。
③⑦ 観応元年(三五〇)九月三日「色道猷充行状」(『宗像市史』史料編第巻三六二号)。
③⑧ 正嘉元年(二五七)閏三月二十日「関東御教書案」(『宗』第二卷所収「宗像大宮司長氏証文進状案」二五号)。
③⑨ 弘安十年(二八七)二月日「筑前国司庁宣」(『宗』第二卷二二号)。
④⑩ 元徳二年(三三三)二月六日「左衛門尉祐光奉書」(『宗』第二卷八六号)。
④⑪ 「物目録」⑧「赤馬荘文書」(ア)建武三年三月一日「赤馬地頭方尊氏御寄進状」。た

だし、原文書は残っていない。

- ④⑫ 河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察」(前掲註②)では、「物目録」⑦「赤馬荘久吉刀禰丸文書」の項で、「田久村安堵状」が氏業から氏長の代の間に下されているが、元弘三年(三三三)八月に「田久補任」という文書が一通だけあることから、「田久補任」とは、下地中分後に当時の大宮司氏長の田久村公文職領掌を確認するため領家が施した処置であつたと指摘されている。
④⑬ 「物目録」⑥「肥前国神崎荘五町分文書」(ア)正応二年(二八九)三月十二日「田地注文并坪付」。
④⑭ 建武元年(三三四)三月二十日「雑訴決断所牒」(『宗』第二卷三三号)。
④⑮ 「物目録」⑤「山口朝町稲本須恵土穴平等寺肥前尾崎保文書」(オ)文和元年(三五)五月二十日「義詮御下文」。「物目録」では「下文」とあるが、延文五年(三六〇)二月十日「少式頼尚施行状」(『宗』第二卷九三号)より実際の文書様式は御教書であつたと思われる。
④⑯ 今川了俊が尾崎保を氏俊に付した永和二年(三七六)五月十八日「今川了俊書下」(『宗』第二卷九七号)の中に「神崎庄内尾崎村等地頭職」とみえる。
④⑰ 実在する讓状は翌日付であるが、「肥前国晴氣保地頭職并小地頭職」として譲与が行われている(応安四年(三七七)七月二十七日「宗像大宮司氏俊讓状」(『宗』第二卷二二五号)。
④⑱ 永和二年(三七六)五月十八日「今川了俊書下」(『宗』第二卷九七号)。なお、(年未詳)八月二十二日「今川了俊書状」(『宗』第二卷三〇号)に、「宗像大宮司氏俊申肥前国神崎庄弘安勲功地事、先日被_レ仰候処、未_レ道行候。何様候哉。如_レ御請文者、異儀云々。是者就_レ文書其沙汰候上者、無_レ相違候者、可_レ然候」とある。年未詳であるが、「先日被_レ仰候処」が、永和二年五月十八日「今川了俊書下」での「肥前国晴氣郷・同国神崎庄内尾崎村等地頭職」の打ち渡しを指すとすれば、この打ち渡しが

きちんと実行されていないため、相違なく打ち渡すよう再度命じたのが八月二十二日「今川了俊書状」となる。さすれば、再度打ち渡しを命じられた「神崎庄弘安勲功地」とは実際は「神崎庄内尾崎保」のことであったと考えられる。

さらに、八月二十二日「今川了俊書状」は「神崎庄弘安勲功地」に関する文書であるにもかかわらず、「惣目録」において②⑥「肥前国神崎庄五町分文書」の項目に掲載されていない。このことも、八月二十二日「今川了俊書状」のいう「神崎庄弘安勲功地」が、本来の勲功地である「五町分」を指すものではないことの傍証の二つになる。八月二十二日「今川了俊書状」は②⑥「肥前国神崎庄内河野対馬入道跡地頭職文書」の項目に掲げられているが、尾崎保に関する文書は、⑤「山口朝町・稲本須恵土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」の項で山口村以下と一括して載せざるを得ないため、便宜上②⑥「肥前国神崎庄内河野対馬入道跡地頭職文書」の項に掲げたのであろう。

- ④「惣目録」②「肥前国神崎庄内河野対馬入道跡地頭職文書」(ア)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。
- ⑤「惣目録」②「肥前国神崎庄内河野対馬入道跡地頭職文書」(イ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑥「肥前国神崎庄河野対馬入道(通有)跡地頭職は、応安四年七月二十六日の翌日も譲与が行われている(No.47)。「宗」第二卷所収「宗像社家文書惣目録」三九五頁では、No.43の重複だとみている。

- ⑦「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ウ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。
- ⑧「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(エ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑨「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(オ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑩「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑪「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑫「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑬「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑭「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑮「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑯「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑰「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑱「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑲「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑳「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉑「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉒「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉓「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉔「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉕「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉖「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉗「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉘「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉙「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉚「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉛「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉜「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉝「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉞「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㉟「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊱「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊲「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊳「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊴「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊵「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊶「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊷「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊸「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊹「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊺「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊻「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(キ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊼「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ク)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊽「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(ケ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊾「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(コ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

㊿「惣目録」②「肥前国神崎庄河野対馬入道跡地頭職文書」(カ)貞治四年(三三六五)十月九日「義詮將軍御下文」。

⑳ 寛喜三年(三三三)四月五日「官官旨」(『宗』第一卷九号)。

㉑ 建武元年(三三四)三月二十日「雑訴決断所牒」(『宗』第二卷四号)。

㉒ 「惣目録」⑦「赤馬莊久吉刀禰丸文書」(キ)文永二年(二六五)六月八日「田久村久吉刀禰丸・久富今吉安堵状」、同(ク)弘安六年(三八三)二月三日「田久村安堵状」、(コ)嘉元元年(三三〇)九月日「田久村下知」、同(ツ)元弘三年(三三三)八月日「田久補任」。

㉓ 「惣目録」⑦「赤馬莊久吉刀禰丸文書」(ツ)元弘三年(三三三)八月日「田久補任」。

㉔ 「惣目録」④「曲村文書」(エ)文和元年(三三五)十二月二十一日「義詮將軍御寄進状」、同日「室町幕府引付頭人大高重成奉書写」(『宗』第二卷所収「近藤清石写本宗像文書」二号)。

㉕ 文永五年(三六八)七月六日「大中臣経実寄進状」(『宗』第一卷六号)。

㉖ 建武元年(三三四)十二月二十七日「雑訴決断所牒」(『宗』第一卷七号)。

㉗ 正応六年(三九三)七月日「宗像社祠官等重申状」(『宗』第一卷二八〇号)。

㉘ 建治三年(二七七)九月十一日「関東裁許状」(『宗』第二卷所収「宗像家文書」九号)。

㉙ 建武元年(三三四)十月二十一日「雑訴決断所牒」(『宗』第一卷二六号)。

㉚ 「惣目録」④「朝町本主文書」(ク)貞治二年(三三六)三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務讓状」。「朝町村相伝系図」(『宗』第二卷所収「宗像家文書」二二号)よれば、朝町村は「菊王丸―胤泰―胤胤」と相伝される。一方、「惣目録」④「朝町本主文書」では「菊王丸―宇佐胤泰―宇佐氏泰」と相伝されており、胤泰を宇佐氏と解している。ともあれ、「朝町村相伝系図」の胤胤と「惣目録」の宇佐氏泰とは同一人物で、烏帽子子であったため大宮司家の通字である「氏」を賜ったのであろう。

㉛ 「惣目録」④「朝町本主文書」(ク)貞治二年(三三六)三月二十三日「宇佐氏泰宗像社務讓状」。「朝町村相伝系図」(『宗』第二卷所収「宗像家文書」二二号)よれば、朝町村は「菊王丸―胤泰―胤胤」と相伝される。一方、「惣目録」④「朝町本主文書」では「菊王丸―宇佐胤泰―宇佐氏泰」と相伝されており、胤泰を宇佐氏と解している。ともあれ、「朝町村相伝系図」の胤胤と「惣目録」の宇佐氏泰とは同一人物で、烏帽子子であったため大宮司家の通字である「氏」を賜ったのであろう。

〔66〕文永五年(三六八)七月三日「沙弥淨惠請文案」(『宗』第二卷六〇号)。

〔67〕文永九年(二七二)九月三日「宗像大神宮神官僧官御燈衆等連署起請文」(『宗』第二卷所収「宗像家文書」二号)。

〔68〕文永六年(三六九)二月日「預所橋知嗣下文」(『宗』第二卷四三号)。

〔69〕文永六年(三六九)二月日「預所橋知嗣下文」(『宗』第二卷四三号)。

〔70〕建長元年(三四九)九月十七日「西園寺実氏政所下文」(『宗』第二卷一九号)。

〔71〕「須惠村相伝系図」(『宗』第二卷所収「宗像家文書」三三号)。

〔72〕「物目録」⑤「山口朝町・稲本・須惠・土穴・平等寺・肥前尾崎保文書」(エ) 観応二年(三五二)十月五日「山口朝町・稲本・須惠・土穴・一色道猷御教書」同(オ) 文和元年(三六〇)二月十一日「少式頼尚施行状」(『宗』第一卷九三号)より実際の文書様式は御教書であったと思われる。

〔73〕延文五年(三六〇)二月十一日「少式頼尚施行状」(『宗』第二卷九三号)。

〔74〕河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察」(前掲註②)。河窪氏は別符ではあるが、宗像社領別符方として未確認のものとして、田野別符野坂莊を挙げている。

〔75〕観応元年(三五〇)十二月二十五日「一色道猷充行状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三九号)。

〔76〕「物目録」②「非当要文書」(ア) 観応元年(三五〇)十二月二十三日「別府五ヶ郷探題「一色道猷預状」。

〔77〕「物目録」②「別府文書」(ケ) 正平六年(三五二)十二月三日「義詮御下文」同(サ) 文和元年(三五二)十一月十一日「義詮御下文二色宮内 少輔殿御教書」同(シ) 貞治二年(三六三)五月二日「義詮御下文」。

〔78〕「物目録」⑥「久原・大穂・嘉摩郡河崎文書」(ア) 文和元年(三五二)十二月二十二日

「義詮御下文」。文和元年時の大宮司は氏正であるが、文和元年十二月二十二日「室町幕府引付頭。人大高重成奉書」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三三号)から、久原以下の所領は氏俊に沙汰付けられたことが分かる。

〔79〕「物目録」②「非当要文書」(ケ) 永和二年(三七六)十月五日「久原村今河了俊預状」。

〔80〕「訂正宗像大宮司系譜」では、氏盛の子に氏家(弥九郎)がみえ、尊氏が九州に下向した時の軍功により宮水片隈両村の地頭職に補せられたとある。

〔81〕「物目録」⑩「宮水片隈田地三町分文書」(ア) 観応二年(三五二)十二月二十九日「一色道猷宗像弥九郎賜御教書」同(イ) 貞治二年(三六三)六月八日「義詮將軍御下文」同(ウ) 貞治二年(三六三)十月二十日「修理大夫氏経御施行」同(エ) 同年十二月一日「同御内嶋田遠江守憲高渡状」同(オ) 貞治二年(三六三)十月二十五日「当社寄進状」。

〔82〕康安元年(三六)八月五日「少式冬資寄進状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」六号)。

〔83〕「物目録」⑭「豊前大豆俵文書」(イ) 貞治四年(三六五)九月二十日「肥前多久・豊前大豆俵筑前平等寺義詮御寄進状」。また、翌年にも義詮によつて同所が寄進されている。

〔84〕「物目録」⑯「豊前今任文書」(ア) 貞治四年(三六五)十月五日「義詮御下文」。

〔85〕河窪奈津子「中世宗像社領に関する考察」(前掲註②)。また、同論文では、その他の「宮方」として、在白宮地鞍手村、高向室木宮田村、山田蛭田(光岡)村、内浦村、村山田村が指摘されている。これらの関係文書は「物目録」に立項されて収録されているが、掲げられている文書は十四世紀初めが下限であるため、その後の時期に大宮司の支配が及ばなくなつていたと思われる。

〔86〕(年未詳)八月七日「今川了俊奉状」(『宗』第二卷〇九号)。また、同じく氏頼を推挙した了俊の奉状として、(年未詳)八月七日「今川了俊奉状」(『宗』第二卷〇八号)「物目録」⑯「御感状」(ウ)「今河探題了俊京都御吹奉状」がある。後者は、「氏頼申所々知行地安堵事」について「於「鎮西致」忠節」したことが了俊によつて述べられている。両者はいず

れも年末詳であるが、同日付であり、内容も類似したものであるから同時に発給されたとも考えられるが、かかる事例が他にあるか不明であるため結論を保留しておくことにする。

⑧「ただし、「物目録」には『史料六』に対応する安堵状は載せられず、安堵状は発給されなかった可能性もある。応安六年(三三三)十二月二十六日「今川了俊書下」(『宗』第一卷九五号)及びNo.48(「自氏俊権大宮司氏頼讓状」)にはいずれも「権大宮司氏頼」とあるが、至徳元年(三三四)六月八日「今川了俊書下」(『宗』第一卷一〇一号)において初めて「宗像大宮司氏頼」とみえる。「訂正宗像大宮司系譜」では「従親父氏俊、請社務職并社領武領等之讓、雖然氏頼未任社務職、為權大宮司、後田融院御宇永徳元年辛酉年補任」とあることから、氏頼が幼少のため、讓与後も父氏俊が実質的な大宮司の権限を握っており、氏頼が大宮司と称されたのが至徳元年(三三四)になつてからだったことが関係していると思われる。

⑧(年月日未詳)「今川了俊書状(後欠)」(『宗』第一卷二四文書)に「宗像大宮司事、無御等閑之由被申、悦入候。殊更了俊上洛間者、別而可有御扶持候」とある。この文書は後欠のため差出は不明であるが、添書に「但京都へ御上之時奥州(今川貞臣)へ当方可有御扶持之由文言有之」とある。「物目録」⑦「御感状」(一)四月二十八日「今河探題御書」に相当するものであろう。「物目録」の添書が記すように、当該文書が了俊から子息貞臣に対して発給されたとすれば、これに応じて貞臣が行った安堵がNo.51ではなからうか。当該文書は、川添昭二「今川了俊の発給文書」九州中世史研究「第三輯、文献出版、一九八二年)では至徳三年(三八六)頃に比定されているが、右の想定が許されるならば、明徳二年(三三九)であるといえよう。

⑧『宗像神社史』下巻四七八〜四七九頁、桑田和明「室町・戦国時代の宗像氏の動向と

大内氏」(同『中世筑前国宗像氏と宗像社』(岩田書院、二〇〇三年)、初出「一九八九年」)。

⑨ 明徳四年(三三九)四月二十二日「今川貞臣書下」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三三三号)に「宗像大宮司氏重」とみえ、大宮司職讓与後も氏重が大宮司を称していたことが分かる。また、「訂正宗像大宮司系譜」氏経の項に「氏経幼年之間、父氏重聽社務也」とある。なお、同系譜には「氏重卒去之時、以遺言、氏経幼少之間、氏忠為後見計事之処、氏忠對本家、有不忠之志。去ル応永六己卯年、宗像之家臣評義、既欲追討氏忠之処、以數通之誓紙陳謝。故氏経許容之、刺讓社務職。雖然氏忠無道依不正、氏経旨趣訴公方家。同七月廿九日蒙義満公之命、氏忠押籠、嫡男長松丸雖為幼年、氏経又讓社務職之処、氏忠還討氏経、為奪本家。氏経不敵對、一旦中国落行、在大内盛見許。再旨趣言上京都、于時宗像家臣悉慕來防州、隨氏経云々とあり、氏忠が氏経に対し「不忠」をしていたことが記されている。

⑨ 応永二年(四〇四)八月十一日「管領畠山徳元(基国)施行状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三四号)。

⑨ 『宗』第二卷四〇二頁註3でも(ア)文書を「応永十一年」の誤記とみなしている。

⑨ 桑田和明「室町・戦国時代の宗像氏の動向と大内氏」(前掲註⑧)。

⑨ 「物目録」⑥「大内殿状」応永十三年(四〇六)正月二十六日「大内殿盛見状」には「豊前猪嶽合戦忠節之由京都、注進之間、有御感之由状」と付記されている。

⑨ 「物目録」⑤「米多比・薦野薬王寺証状」応永十二年(四〇五)十二月八日「可属当方手之由三人連判」⑤「筑前国米多比・薦野・薬王寺山事契状」(ア)「応永十三年(四〇六)八月十八日」米多比茂時・薦野貞家・薬王寺資時誓文状。同(イ)「応永十三年(四〇六)八月二十三日」自宗像契状案」には「氏経在判、誓文言在之」とある。

96 「惣目録」59「大穂証状」(ア)応永十二年(四〇五)十二月二十三日「大穂豊前利種・同子息又五郎忠種誓文状」に「但属当方手無二心可致忠節也」と付記され、同(イ)応永十五年(四〇八)八月二日「大穂豊前(利種)誓文状」には「但不可有野心事也」と付記される。

掲『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ八三号)。
107 享徳三年(四五四)仲冬日「宗像大宮司氏正書案」(『宗』第卷一八八号)。
108 「世祖実録」乙亥世宗元年秋七月甲戌朔(康正元年(四五五)七月二十四日)条(前掲『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ二七号)。

97 「惣目録」62「筑前国鞍手郡若宮莊江原請文」(ア)応永十三年(四〇六)四月十日「江原六郎太郎経種誓文状」には「属当方手可致忠節、不可着他手文言有之。但社務氏経給名字之上、内者契約之」と付記され、氏経が江原経種に名字を与えていることが分かる。同(イ)応永十三年(四〇六)四月十日「同伯父江原又次郎入道聖種誓文状」。

98 「惣目録」9「晝村文書」(ア)応永十五年(四〇八)十月五日「赤馬沙汰人誓文」。

99 「惣目録」30「御調殿証状」(ア)応永十五年(四〇八)八月二十八日「社領法河探題満頼違乱之時同探題甥御調三郎満直証文」。

100 応永十八年(四二)十一月十九日「管領畠山道端(満家)施行状」(『宗』第二卷所収「出光佐三氏奉納文書」三五号)。

101 川添昭二「宗像社家文書惣目録」について(前掲註4)。

102 「宗像宮社務次第」乙本には、氏俊は応永二十八年(四三二)年の大宮司就任時点で「生年六出仕也」とある。これを数え年とみると、氏俊が生まれたのは応永二十三年である。

103 「太宗実録」壬辰太宗十二年四月壬午(応永十九年(四三二)四月二十八日)条(宗像市史編纂委員会編『宗像市史』史料編第二卷中世Ⅱ(九九六年)六〇号)。

104 桑田和明「宗像氏の朝鮮通交と称号」(『海路』創刊号、二〇〇四年)。

105 「満濟准后日記」応永二十二年(四二四)六月十八日条。

106 「世宗実録」甲辰世宗六年十二月甲申(応永三十二年(四二四)十一月十三日)条(前